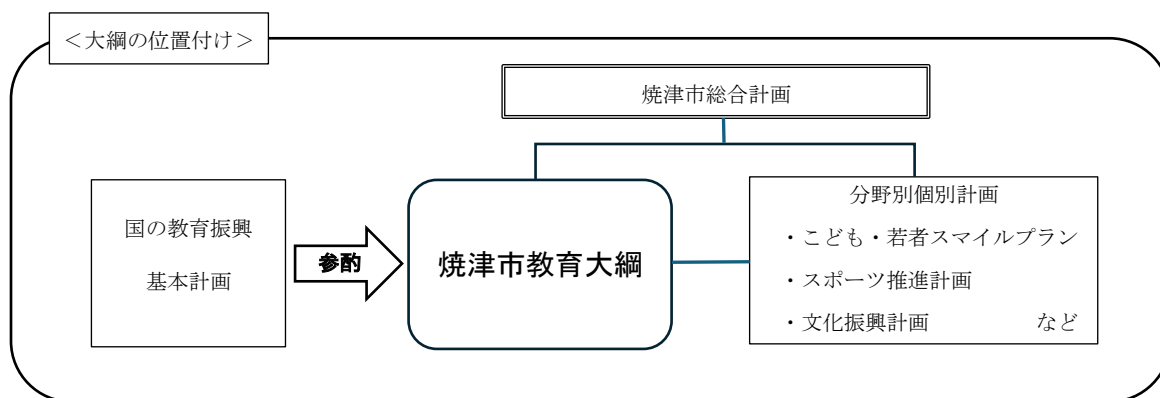


次期「焼津市教育大綱」について

1 教育大綱について

- ・教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という。）第 1 条の 3 第 1 項において、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」とされています。
- ・本市においては、地教法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づき、総合教育会議において協議し、最上位計画である焼津市総合計画に基づき、本市の教育行政の基本理念や方針をまとめた焼津市教育大綱（以下「大綱」という。）を策定しています。
- ・令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第 2 期大綱が最終年度を迎えることから、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応するため、次期大綱を策定します。



2 教育等の現状

（教育・子育て）

- ・子育て家庭を取り巻く課題は、複雑化・複合化・多様化しており、人材の育成、地域・家庭・支援機関の連携強化が求められている。
- ・将来の予測が困難な時代となり、失敗を恐れずに挑戦する、未来を切り開く力の育成が求められている。
- ・登校等に支援を要する児童生徒、外国につながる児童生徒の増加への対応が求められている。
- ・配慮を要する子どもや外国につながる子どもに寄り添う時間が増加しており、保育者等支援者の対応力の向上が求められている。
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が求められている。
- ・学習しやすく、過ごしやすい学校環境の充実が求められている。

（生きがいづくり）

- ・ライフステージやニーズに応じた学習機会などの提供が求められている。
- ・家庭・地域コミュニティ・学校が連携した子どもへの支援が求められている。

(スポーツ・文化)

- ・誰もが地域で気軽にスポーツを楽しむ環境づくりが求められている。
- ・市民が、まちの歴史や伝統・文化・芸術に触れ、地域への愛着等を高めることが求められている。

＜国の教育振興基本計画で示されている５つの基本的な方針＞

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進（教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上）
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

３ 策定に当たって

①策定の考え方

現教育大綱の「目指す姿」、「基本理念」については継承することとします。なお、「基本方針」については、国の教育振興基本計画を参酌し、市総合計画や、焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）などの関連計画と整合を図り、社会情勢等の変化や新たな教育課題への対応を踏まえ修正します。

②基本方針

現在、策定作業が進められている市総合計画の分野別の施策を踏まえ、教育大綱の基本方針については下記のとおりとします。

	現焼津市教育大綱（基本方針）	次期焼津市教育大綱（基本方針）	担当課
1	子ども・子育て支援の充実	みんなで支える子育て環境の充実	・こども未来部（全課） ・学校福祉部（全課）
2	学校教育の充実	学校教育の充実	・教育委員会事務局（全課）
3	生涯学習の推進	生きがいくりの推進	・スマイルライフ推進課 ・図書課
4	スポーツの振興	スポーツの振興	・スポーツ課
5	芸術文化と歴史伝統のまちづくり	芸術文化の振興と歴史文化の継承	・文化振興課

③計画期間

これまで、焼津市教育大綱の期間は、国の教育振興基本計画の期間と同様、５年間としていましたが、本市教育大綱は、市総合計画と整合を図り策定していることから、新たに策定する焼津市教育大綱は、「第７次焼津市総合計画 第１期基本計画（以下（市総合計画）という。」期間と同様、令和８年度から令和１１年度までの４年間*とします。

※ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることに鑑み、４年～５年程度を想定している。

（H26.7.17 26 文科初第 490 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律について（通知）より）

④策定スケジュール

＜資料１－２参照＞

4 児童生徒等への調査

学校教育に関わる児童生徒、保護者、教職員の意見を聴取し、「教育大綱」の改訂に反映させることを目的に、次のとおりアンケート調査を実施しました。

（対象）小学校２・４・６年生、中学校２・３年生及び保護者、教職員

（期間）令和７年５月９日（金）～５月３０日（金）

（設問）児童生徒「どのような人になりたいと思いますか」

保護者・教職員「どのような人に成長していったほしいですか」

（回答数）小２・４・６年生、中２・３年生 ３,１１４人

保護者 １,２４７人

教職員 ４０４人

（調査結果）

児童生徒	内面的な豊かさ、他者との良好な関係性、困難に立ち向かう精神的な強さを重視しています。また、物質的な豊かさや特定の職業、学力などよりも、人間性や人との繋がりを求めています。 （主な回答） ○「優しい人になりたい」「誰にでも優しくできる人」「人の気持ちを考えられる人」 ○「失敗しても諦めない」「つまずいても頑張る」「最後まで諦めない」 ○「人から信頼される人」「皆に信頼されるような人」「頼られる人」
保護者	他者への配慮や自立心、困難に立ち向かう精神的な強さを重視しています。物質的な豊かさや特定の職業、学力などよりも、人間性や内面的な成長を求めています。 （主な回答） ○「思いやりのある人」「人に優しく」「相手の気持ちを考えられる人」 ○「自立した人」「自分で考えて行動する人」「自分の力で生きていける人」
教職員	他者の気持ちを理解し、温かい心で接する能力を重視しています。自ら課題を見つけ、判断し、行動に移せる主体的な姿勢や失敗や困難に直面しても諦めずに乗り越える力や精神的な強さを求めています。 （主な回答） ○「思いやりのある人」「優しい人」 ○「自分で考えて行動できる人」「自立した人」「自分から動ける人」

5 次期大綱素案

＜資料１－３参照＞